

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（昭和58年規則第19号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条から第14条まで （省略）</p> <p>様式1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">許 可 申 請 書（建築物）</p> <p>（第1面）から（第3面）まで （省略）</p> <p>（注意）</p> <p>1 及び 2 （省略）</p> <p>3 第2面関係</p> <p>①から④まで （省略）</p> <p>⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、<u>高層住居誘導地区</u>若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>以下 （省略）</p> </div> <p>様式1の2及び様式1の3 （省略）</p>	<p>第1条から第14条まで （現行のとおり）</p> <p>様式1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">許 可 申 請 書（建築物）</p> <p>（第1面）から（第3面）まで （現行のとおり）</p> <p>（注意）</p> <p>1 及び 2 （現行のとおり）</p> <p>3 第2面関係</p> <p>①から④まで （省略）</p> <p>⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、<u>高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区</u>若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。</p> <p>以下 （現行のとおり）</p> </div> <p>様式1の2及び様式1の3 （現行のとおり）</p>	<p>建築基準法 施行規則の 改正に伴う 規定整備</p>

様式 2

認 定 申 請 書

(第1面) から (第3面) まで (省略)

(注意)

1 及び 2 (省略)

3 第2面関係

①から④まで (省略)

⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

(以下省略)

(以下省略)

様式 2

認 定 申 請 書

(第1面) から (第3面) まで (現行のとおり)

(注意)

1 及び 2 (現行のとおり)

3 第2面関係

①から④まで (現行のとおり)

⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

(以下現行のとおり)

(以下現行のとおり)

同上